

議題 1 現計画の評価

1 現計画の体系

基本理念「見守る 支えあう みんなに役割がある 福祉のまち ながくて」

基本目標	施策の方向	事業・取組内容
基本目標 1 福祉意識の向上と高齢者の社会参加による健康・生きがいのづくり	(1) 地域福祉の推進	①福祉意識の醸成 ②地域福祉活動の活性化
	(2) 生涯を通じた健康づくり	①健康管理と健康づくり活動の推進 ②介護予防事業の推進
	(3) 生きがいのづくりの推進	①生涯学習・交流の促進 ②レクリエーション・スポーツ活動の促進 ③社会奉仕活動の推進
	(4) 高齢者の社会参加	①就労機会の拡大
基本目標 2 住み慣れた地域で安心して暮らすための仕組みづくりと暮らしを守る対策の推進	(1) 地域包括支援センターの運営充実	①地域包括支援センターの活動推進
	(2) 在宅医療・介護連携の取組推進	①医療と介護の連携推進
	(3) 日常生活への支援	①相談体制の強化 ②家族介護者への支援 ③権利擁護施策の推進 ④自立した生活への支援
	(4) 暮らしを守る地域の取組	①見守り体制の充実 ②防災・防火対策の推進 ③交通安全と防犯対策の推進
	(5) 認知症施策の推進	①認知症への対策
	(6) 高齢者を取り巻く環境の整備	①高齢者の住まいと環境整備 ②高齢者にやさしいまちづくりの推進
基本目標 3 介護保険サービスの充実	(1) 介護保険事業の円滑な推進	①居宅介護サービス ②地域密着型サービス ③施設介護サービス
	(2) 介護保険事業の適正な運営	①財源の確保と経済的負担の軽減 ②介護給付の適正化 ③庁内体制の整備
	(3) 介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行	①新しい総合事業の基盤整備

2 基本目標ごとに見た、現状と課題

【基本目標① 福祉意識の向上と高齢者の社会参加による健康・生きがいくくり】

第6期の方向性		▽福祉意識向上のため、地域福祉組織が活動しやすい仕組みや環境を整備し、市民の自発的な地域福祉活動を支援するなど、市民が主体的に参加する仕組みづくりにより、市民一人ひとりに『役割』があるまちをめざします。 ▽高齢者が要介護・要支援状態になることや要介護状態の悪化を予防し、できる限り健康でいきいきとした生活が送れるように、高齢者自身が自らの健康維持・増進に心がけ、健康づくりの取組に積極的に参加できる環境づくりに努めます。 ▽体を動かすことの他に高齢者向けの講座の開催や、芸術にふれる等の外出促進等、高齢者の生きがいを推進します。	課題	■地域のつながりをつくる活動や、市民活動を促進することを目的とする事業など、居場所と役割を増やしていく活動が各所で進んでいますが、これらの社会資源のアウトプットが進んでいません。特定の人ではなく、すべての市民が参加しやすくなるような取組がさらに必要です。 ■＜健康・生きがいがづくり＞＝＜まちづくり＞という視点が広がっています。部署や団体の枠を超えた連携と情報共有を進める必要があります。 ■「総合事業」に基づく介護予防事業を中心に、地域における健康づくりに関する事業、生きがいがづくりに関する事業など、さまざまなところで事業が実施されています。目的を同じくする事業・類似した事業等の整理や、より効率的かつ効果的な展開をめざす必要があります。送迎がなければ参加が難しい人がいる一方、送迎対応が事業者にとって大きな負担となるという声があります。 ■高齢者の交通事故防止のためにも運転免許証の自主返納を促進しており、外出促進事業と合わせた移動支援のあり方や代替の移動手段の必要性について、検討を進める必要があります。
現 状	(1) 地域福祉の推進	○平成28年4月から、「ながくて地域スマイルポイント事業」を開始しました。(資料1-2①参照) ○各小学校区に整備する地域共生ステーションが地域の拠点となるよう順次整備されています。整備にあたり、市民ワークショップ等を実施しており、北小・南小校区で開催中です。(資料1-2②参照) 〔平成25年度：西小校区に開設、平成29年度中：市が洞小校区で開設予定〕 ○西・北・市が洞小学校区には、地区社協を設置し、CSWを配置しています。(資料1-2③参照) 〔南小校区では平成29年度中、長久手小・東小校区では平成30年度中の立ち上げを予定〕 ○平成26年度から地域でのサロン活動に助成金の交付や立ち上げ支援を行っており、平成29年8月現在、39か所が活動しています。(資料1-2④⑤参照)		今後の取組の方向性
	(2) 生涯を通じた健康づくり	○平成27・28年度は従来の介護予防事業（一次予防事業・二次予防事業）を実施しました。 ○平成29年3月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」とする。）を開始。それに伴い、既存の事業を整理しました。(資料1-2⑦～⑩参照) ○平成29年からラジオ体操グループの登録を募り、希望グループには、無料でラジオ体操指導士を派遣しています。（平成29年9月現在 44団体・991人登録）		
	(3) 生きがいがづくりの推進	○高齢者文化施設優待事業、長生学園、高齢者外出促進事業、高齢者生涯学習講座など、高齢者の外出促進や生きがいがづくりにつなげるための事業を進めています。(資料1-2⑥参照) ○シニアクラブについては、補助事業における新設クラブへの人数要件の緩和、年度途中の会員増による変更申請等の制度変更により、会員増加、組織活動の活性化支援を実施しており、団体、会員数とも増加しています。役員のなり手がいないことで、クラブ活動の継続が困難になる事例も見られるため、継続的な支援が必要です。		
	(4) 高齢者の社会参加	○就労機会の拡大として、シルバー人材センターやあぐりん村において、活動の充実を図っています。		

2

【基本目標② 住み慣れた地域で安心して暮らすための仕組みづくりと暮らしを守る対策の推進】

第6期の方向性		▽高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の日常的な暮らしを支える「支え合い」の地域づくりを進めるとともに、自立した生活を営むための体制の整備を図ります。 ▽認知症高齢者への支援に向けては、「早期診断・早期対応」「地域での生活を支える医療サービス・介護サービスの構築」「地域での日常生活・家族の支援の強化」に重点を置き、地域、医療、介護の連携による総合的なケア体制を構築します。 ▽要支援者や介護予防事業対象者に対して、切れ目のない総合的な支援が行えるように、「総合事業」に取り組みます。 ▽高齢者が安全に、そして安心して生活を送ることができるよう、住みやすい生活環境づくりを推進し、市民一人ひとりに「居場所」のあるまちをめざします。	課題	■地域包括支援センターは、現在2か所設置していますが、高齢者人口の増加により3か所目の設置の必要性について、検討する必要があります。 ■地域ケア会議において、個別ケースを通じた多職種連携によるケアマネジメントを実践するとともに、地域課題を把握・共有化し、課題解決に向けた施策検討の場とする必要があります。 ■多くの人が望む在宅生活をできるだけ継続できるよう、在宅医療と介護・福祉の連携を、情報共有にとどまらず、更に強化していく必要があります。また、民生委員・児童委員、自治会等の住民組織など地域の関係機関との連携も今後の課題と言えます。 ■心身の状況や世帯状況にかかわらず、誰もが地域で安心して生活できるよう、見守りや日常生活をサポートする体制を確立していく必要があります。ワンコインサービスについて、地域の特性に応じた柔軟な制度にしていくため、これまでも行ってきた市民との意見交換をさらに活性化する必要があります。 ■認知症対策の基本は、できるだけ多くの市民に認知症に対する理解を深めてもらうことです。認知症ケアパスの普及など啓発活動はもとより、認知症の人と家族の地域における居場所づくりや見守りネットワークづくりを更に進めていく必要があります。地域全体で認知症の方や家族を見守って行けるまちにするため、徘徊高齢者搜索模擬訓練の実施のあり方についても、検討する必要があります。
現 状	(1) 地域包括支援センターの運営充実	○地域包括支援センターの業務は、社会福祉協議会及び愛知たいようの杜の2か所に委託して、実施しています。 ○地域ケア会議として、多職種協働による個別事例の検討会の実施により、専門職同士の顔の見える関係づくりを進めながら、自立支援に資するケアマネジメントのあり方を学び合う取組を平成29年度から実施。		
	(2) 在宅医療・介護連携の取組推進	○在宅医療・介護連携推進事業の各項目について、平成30年4月までに全ての事業を実施できるよう準備しています。 (資料1-2⑫参照) ○このうち、関係者の情報共有の支援については、「愛・ながくて夢ネット」として電子@連絡帳を活用して連携を進めています。[平成29年6月現在 施設登録：120施設、患者登録累計：397件]		
	(3) 日常生活への支援	○生活支援体制整備事業として、生活支援コーディネーターによって、高齢者等の生活支援の担い手となるボランティアの育成や関係団体のネットワークづくりなどを実施しています。生活支援サポーター養成研修会を年2回開催し、55人（平成29年9月時点）が生活支援サポーターとして登録しています。(資料1-2⑬⑭参照)		
	(4) 暮らしを守る地域の取組	○孤立死を防ぐため、地域見守り安心ホットライン（24時間対応の専門ダイヤル）を設置し、市内事業者等と地域見守り活動協定事業を実施しています。[平成29年9月現在 協定締結業者：71事業者] ○毎日の暮らしのちょっとした困りごとを、ボランティアがワンコインでお手伝いをする「ワンコインサービス事業」を実施しています。(資料1-2⑮参照) 平成29年3月から調整役を外部委託により充実させ、利用者とボランティアの迅速かつ円滑なマッチングを行う体制を作っています。 ○食の自立支援事業については、登録者数、宅配総数ともに増加しています。平成29年4月からは、宅配事業者を選択制にし、昼食だけでなく夕食の選択も可能とし、利便性の向上を図っています。		
	(5) 認知症対策の推進	○認知症地域支援推進員の配置については、平成28年11月から社会福祉協議会及び地域包括支援センターに事業を委託し、認知症理解の普及啓発や認知症相談体制の充実の業務を進めています。初期集中支援チームを平成30年4月までに設置予定です。(資料1-2⑰⑱参照) ○行方不明高齢者保護ネットワークについては、平成28年12月から長久手市防災情報ネットワーク（安心メール）」と統合して運用することにより、登録者の増加を図っています	今後の取組の方向性	事務局で考えている方向性（案） ▽住み慣れた自宅での暮らしが継続できる体制整備 ▽認知症施策の強化と推進 ▽在宅医療と介護、福祉の連携をさらに強化し、希望する人が在宅で療養、看取りができるような体制整備
	(6) 高齢者を取り巻く環境の整備	○高齢者住宅改修事業として、自宅のバリアフリー化を促進しています。平成29年度からは、高齢者住宅改修事業の中で、電磁調理器の購入や設置も可能にしています。 ○福祉有償運送事業については、2事業者が福祉有償運送に取り組んでいますが、主に障がい者を対象としています。		

【基本目標③ 介護保険サービスの充実】

第6期の方向性		▽介護が必要になっても、誰もが安心して暮らすことができるような環境をつくっていくことが大切です。 ▽可能な限り住み慣れた地域や自宅において生活ができるよう、現在本市でのサービスが不足している「機能回復を促進する事業」や医療系のサービスを充実させるため、リハビリテーションや医療行為の提供が可能な在宅サービスの整備を推進します。 ▽施設サービスの整備についても市内で不足するサービスを充実させることを目標とし、特に介護度を改善して「在宅復帰を目指すためのリハビリテーション機能」に重点を置いた介護老人保健施設の整備を推進します。また、他職種連携等により、施設の本来の目的である「介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭へ復帰する」ための機能を有する施設の整備を進めます。	課題	■本市では、全国、愛知県に比べ、施設サービスの利用が少なく、居宅サービス、地域密着型サービスの利用が多くなっています。これは、利用者のニーズの表れであり、在宅重視という介護保険のサービス提供理念に合致します。今後も、家族介護者支援や在宅における看取りなども考慮しながら、在宅介護を中心に必要なサービスを提供できる体制を更に充実していく必要があります。 ■上記の視点をより具体的に進めるために、24時間対応のサービスや「通い」「訪問」「泊まり」「医療的ケア」など必要な機能を組み合わせて提供するサービスなど、在宅介護の限界点を高めるサービスの利用を促進するとともに提供体制を充実する必要があります。 ■重度化の防止を念頭に、リハビリテーションを内容としたサービスの提供体制を整えるとともに、多職種連携によって、自分らしい暮らしが続けていけるような体制づくりが必要です。
現 状	(1) 介護保険事業の円滑な推進	○訪問系サービス 全国、愛知県に比べ、訪問看護の受給率、訪問介護、訪問看護の被保険者1人当たり給付月額、受給者1人当たり利用回数・給付月額が高くなっています。一方、訪問リハビリテーションは、利用は低調です。 ○通所系サービス 全国、愛知県に比べ、通所介護の受給率、第1号被保険者1人当たり給付月額が高く、よく利用されていますが、受給者1人当たり利用回数・給付月額は低く、1人当たりの利用は少ないことがわかります。一方、通所リハビリテーションについては、受給率が低く全般的に利用が少なくなっていますが、受給者1人当たり利用回数・受給月額は高く、1人当たりの利用が多くなっています。 ○地域密着型サービス グループホームが4か所（定員：54人）、小規模特別養護老人ホームが2か所（定員：58人）が整備されていることもあり、他市町に比し地域密着型サービスの利用が非常に多くなっています。平成28年4月からは、通所介護の一部が地域密着型に移行したため、地域密着型サービス費としての給付費が伸びています。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護は、利用者数が見込みを下回っています。 ○施設サービス 地域密着型小規模特別養護老人ホームが市内に2か所整備されていることもあり、施設サービス費は他市町よりも少なくなっています。介護老人保健施設は、市内に平成30年3月に開設される予定です。		今後の取組の方向性
	(2) 介護保険事業の適正な運営	○介護相談員が介護サービス事業所を訪問し、サービス利用者の疑問や不安を聞き取りし、事業所や行政への橋渡しをしながら、問題の改善やサービスの質の向上を図る取組について、開始する準備を進めています。平成29年9月現在、相談員2名の研修受講が済み、平成29年度中に市内事業所へ派遣予定です。 ○介護福祉士等の資格を有しながら離職した潜在的有資格者が再就業しやすくするための実技研修の実施について、平成29年度中に開始する準備をしています。（平成29年9月現在：16事業所が登録済み。今後、受講希望者を受け入れ予定）		
	(3) 介護予防給付の地域支援事業への移行	○平成29年3月から、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、地域支援事業の「総合事業」に移行しました。 （資料1-2⑦⑧参照）		